

社会福祉法人西尾市社会福祉協議会
役員、評議員の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人西尾市社会福祉協議会の役員及び評議員に対して支給する報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 役員及び評議員の報酬の額は、別表第1のとおりとする。

(報酬の支給)

第3条 報酬は、原則として、出席した役員・評議員に支給する。

2 西尾市より派遣された常務理事には報酬を支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員及び評議員が職務のため旅行を命ぜられたときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規程により支給する額は、別表第2のとおりとする。

(退職手当)

第5条 役員で4年以上引き続きその職にあった者に対して、会長は理事会にはかり退職記念品を贈ることができる。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

社会福祉法人西尾市社会福祉協議会役職等の報酬、給与、費用弁償ならびに諸手当に関する規程は廃止する。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成4年4月1日から施行する。

2 改正後の役員の報酬及び費用弁償に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

2 改正後の社会福祉法人西尾市社会福祉協議会の役員、評議員のものの報酬

及び費用弁償に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の社会福祉法人西尾市社会福祉協議会の役員、評議員のものの報酬及び費用弁償に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 改正後の社会福祉法人西尾市社会福祉協議会役員、評議員の報酬及び費用弁償に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1

| 職 名 | 報 酬 額 |
|---------|--------------|
| 会 長 | 月額 30,000円 |
| 副 会 長 | 月額 4,000円 |
| 理 事 | |
| 監 事 | |
| 常 務 理 事 | 月額 30,000円以内 |
| 評 議 員 | 月額 4,000円 |

別表第2

| 旅 費 定 額 | |
|------------------|---|
| 鉄 道 賃 | 旅客運賃、急行料金及び座席指定料金 備考 1回の乗車区間が100キロメートル以上の 鉄道旅行で特別車両に乗車した場合は、鉄 道賃として特別車両料金を支給することが できる |
| 船 賃 | 上に準ずる |
| 航 空 賃 | 実 費 |
| 車 賃 (1 kmにつき) | 23円 (自動車線によるバス使用については実費) |
| 旅行雑費 (1日につき) | 1,500円 |
| 宿 泊 料 (1夜につき) | 15,500円 |
| 食 卓 料 (1夜につき) | 3,000円 |

